平成30年度 第3回 吹田市政策会議概要 (案件1)

日 時:平成30年7月24日(火)午前9時5分から午前9時50分まで

場 所:吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

構成員:後藤市長、春藤副市長、辰谷副市長、小西総務部長、稲田行政経営部長、

乾都市計画部長、松本土木部長、竹嶋下水道部長

所 管:【環境部(事業課)】中嶋部長、道澤次長、脇田課長、橋田課長代理、

高橋主査、宮嶋主査

案 件	(1) 吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改 正について
担当及び関連部局	環境部(事業課)

【案件概要】

市民がごみとして排出した資源物を深夜早朝に無断で持ち去る行為が問題となっているため、条例で資源物の持去り行為を禁止することについて審議する。

指導や勧告をしてもなお、持去り行為を続ける悪質な行為者に対し、勧告に従わない旨の公表ができることとし、あわせて20万円以下の罰金規定を設ける。

また、罰則付き禁止であることを条例施行前から周知に努める。

【所管部の考え方】

市民が安心できる生活環境を守るため、資源物の持去り行為を条例で禁止することが有効と考えており、悪質な行為者へは罰則を設けることで実効性を図り、条例施行前から周知に努める。

【質疑概要】

質問: 本市における持去り行為の件数は把握しているのか。

回答: 全ての持去り行為の件数の把握は困難であるが、昨年9月に10日間、深夜と 早朝の時間帯に実施した持去り実態調査では、延べ329件を認知している。

指示: 条例の効果を客観的に示す手段として、苦情件数や持去りの状況などを検討しておくこと。

質問: 公表と罰金の両方の規定を設けるのは、北摂各市のうち本市だけである。それぞれの効果や、両方設けるべき理由は何か。

回答: 近隣市では見られないが、全国的には、同様の条例を制定している約400自 治体のうち、2割程度が公表と罰金の両方の規定を設けている。

これまで実施してきた巡回パトロールでは、持去り行為を禁止する規定がなかったため、口頭指導のみにとどまっていたが、条例で持去り行為を禁止し、公表と罰金の両方の規定を設けることで、抑止効果がより高まると考えられる。

また、ホームページ等で持去りを行った者の個人名等を公表することで、それを見た他の者が持去り行為をしづらくなるという効果も見込まれる。

質問: 罰金は巡回パトロールを行う者が徴収するのか。また、他市で罰金を科した 事例があるのか。

回答: その場で巡回パトロール者が罰金を徴収するのではなく、市が口頭指導、勧告を行い、それに従わない場合は告発し、罰金を徴収することになる。また、関東では罰金を科した事例が数件ある。

質問: 行政罰ではなく、刑事罰とする理由は何か。

回答: 刑事罰にすることで、吹田警察署と連携して対応することができ、抑止効果 を高められるためである。

意見: 条例施行後に、市として巡回パトロールの時間拡大をしたり、また、防犯カメラの設置、鍵の付いたごみステーションを設置するための補助金など、市民から要望を受けることが考えられるので、先進市の取組を研究すること。勧告に従わず持去りを繰り返す悪質なケースについては、しっかりと告発の手続をとること。

【結果】

本案件は承認された。今回の会議で出された意見を踏まえて、手続を進めること。